

朝鮮民主主義人民共和国における協同農場の分組管理制とその展開

金 秀 大

はじめに

1995年5月、来日中の朝鮮民主主義人民共和国（以下共和国）の代表団（団長国際貿易促進委員会李成禄会長）が都内のホテルで与党訪朝の団長をつとめた渡辺氏らと会談したが、その席上コメの援助を要請した（『朝日新聞』（夕）5月26日）。共和国がコメ支援を公式に求めたのは初めてのことだった。*

これに先立ち94年から協同農場の国有化に着手しはじめていた。農村問題の最終的な解決をめざした従来の理論を引き続き実行するとの意思表示と思われるが、そうだとすればこの理念と現実（農業不振）のギャップをいかに理解すべきか？

1996年になってそれまで実施されてきた従来の分組管理制に新しい措置が取り入れられた。これは「現実発展の要求に合わせて農作業の指導で転換をもたらす」（『勤労者』96年7号）ことを意図したもののだが、新しい措置は、当面し

た難局打開の一時的な方針かまたは農村問題理論をさらに展開させて政策的に組み込まれたものなのか、全面的に取り入れられて農業生産で新しい発展をもたらすことができるかまたは従来の枠内で関係指導者の作風上の問題として取り扱われたものなのか、外的状況によるものかまたは内的要求を反映して打ち出された政策なのか、その結論は今後の事態の推移によらなければならないだろう。これを「物質的刺激を裏付けて」（『民主朝鮮』96年5月14日）農民の生産意欲を発憤させることで農業生産を発展させることにおもな狙いがあるとするならば、最近の共和国の農業政策上で転換を意味すると見ることができる。

この小論は新しい措置を、農民の生産意欲の向上のために「労働に応じた分配」原則がどのように取り扱われてきたかとの視点から検討したものである。

* これは農業の不振を暗に認めたものである。ところがコメ支援がはかどる前に追い打ちをかけるように、7月末から8月にかけて穀倉地帯の平安南道と平安北道・江原道（北）に集中豪雨が襲来し共和国の農業に甚大な打撃を与え、引き続き翌96年にも水害をうけた。事態に対処するため共和国は、国際機関や各国に食糧

援助を要請した。この過程で関係当局が明らかにしたものによれば食糧生産は盛時（1984年1千万トン、当局発表）の3分の1にも達せず（95年369万トン、96年284万トン）、食糧事情も緊迫した状況にあるとのことである。

1. 農業協同経営における労働に応じた分配

1990年前後のソ連と東欧社会主義体制の崩壊は、「理想社会」の実現は空想か科学か、その選択をつきつけた。理念・理論を具現するため計画的に指導されてきた社会主義経済は「絶え間なく早いテンポで発展するのが特徴である」と規定はしたものの、これを合理的に管理・運営することの困難さと、この体制下勤労者の生産意欲を高揚させる問題が大きな課題であることを示した。

共和国は社会主義社会の過渡的性格から、社会主義的経営において勤労者の労働意欲を高めるのに経済的刺激の適用が不可欠であり、とくに農業生産の特性から協同経営において精神的刺激と物質的刺激を合理的に併用・運営することが重要であると認識してきた。そして、精神的刺激を一次的としそれに物質的刺激を結合させる政策を堅持してきた。

物質的関心の原則は労働に応じた分配・独立採算制・価格などのテコを利用して実現してきた。そのうち労働に応じた評価と分配が農業協同経営では主に実施されたが、農業協同経営の最初の段階から導入されたのが労力日評価法である。^{*}そして作業班優待制度、後に分組管理制度など生産請負制が取り入れられ、社会主義的分配原則の徹底化を期した。

労力日評価法は次にみるように実にきめ細かく規定されているが、これが「労働に応じた分配原則を正しく実施する」との意図通りに運営されるには、課題が残されている。この「労働

を評価し点数を記入する」制度が、「計算しにくいし、手続も複雑であるから、うまく管理できないばかりでなく、紛糾も起きやすい。」とみる中国の経験からの指摘がある⁽¹⁾。農業経営でこの原則を完ぺきに具現することには困難が伴うし、実際に今なお未完の課題である。

1) 農業協同経営における労力日の評価とそれによる分配

(1) 労力日評価と分配までのプロセス

- ① 労力日評価は作業後毎日、分組単位で行われる。まず、分組長と労力日評価組で評価計算され、そして全員が参加した一日作業総括集会で確定される。それが分組員の『労力日手帳』に記録され、公示される。
- ② 作業班はそれを集計して、10日に一回公示し、管理委員会に報告する。
- ③ 管理委員会では、簿記担当員が計算・整理して毎月一回公示する。
- ④ 全ての収穫後、年末にそれを総集計し、整理・検閲・判定して公示する。
- ⑤ 農場員総会でそれを承認した後、諸費用と優待分を控除して残りで分配する⁽²⁾。

(2) 労力日の評価と計算方法

農場員にたいする分配は、労力日に応じて実施する。年間義務労働日数は農場規約により男性、女性、幼児がいる母親などを考慮して決められているし、家族に身障者、年老者がいる場合も同様考慮されるが、労働による分配では年齢、性別、家族数などを考慮せず、唯一投下された労働の量と質を考慮するのである。受給年金（男性60歳、女性55歳）や身障者などの生活費用支出は、この分配ときりはなして農場単位

* 労力日とは農業協同経営において、勤労者が同経理のために働いた労力の量と質にたいする評価単位である。

(1) 杉野明夫 監訳『中国農村改革の道』1994

(2) パク・キョンス『農業協同組合をどう管理運営するのか』1956

で実施する。

労力日にたいする評価はすべて『等級別作業定量』にもとづく。ここでの「等級」とは、作業の質により協同農場では6等級、国営農場・企業所では7等級に分類されている。等級別差異値は、0.25で、普通の作業は3等級（追肥1回など）で1.00、最低（1等級）は0.50、最高（5等級、稲脱穀など）は1.50、したがってこの場合、最低と最高の等級差は3.0倍に設定されている（1959年当時の協同組合）。現在は1級から6級まで0.8、0.9、1.0、1.2、1.4、1.6となっている。

「作業定量」は、同じ作業をだらだら続けるような弊害を防ぐために設けられたが、組合員が作業のうえで当然果たさなければならない労働の量である。例えば除草は400坪、稲の刈り取りは300坪などと定められる。

2つの概念をもつ『等級別作業定量』により、一日当たり遂行した作業を記録して労力日を計算する。つまり、遂行した作業量を、その作業の定量で割った後、それを作業定量にたいして評価される級数の労力日を掛ければよい。

つぎのような式で表すことができる（1959年当時）。

労力日 = (作業実績 ÷ 作業定量) × 等級別評価基準

つまり、トウモロコシの第2回除草が3級（1労力日）に該当し、定量が400坪とした時、実際の作業量が500坪に達したならば、その労力日計算は

$$(500 \div 400) \times 1 = 1.25 \text{ 労力日}$$

(3)リ・イリョン「農業協同組合における労力日の正確な評価とその計算」『経済建設』1959年5号

このように、農作業を含めたすべての作業にたいして、作業の種類と作業時間を包括した基準で評価することができる。

しかし、労力日の策定から評価にいたる行程が非常に複雑で、その意図どおり円滑に実行されたのか、しかも実際に投下された労働が生産にどれだけ寄与したかを、この過程では正確に把握するのは困難である。そこで収穫を終えた後、収穫量におうじて再評価されなければならない課題がこのころ⁽³⁾。

(3)現物および現金収入の分配

協同農場では、年末に年間総収入が確定されてから1年間に支出した生産費と管理費を控除した後、共同基金（基本投資金、流通資金、基本建設資金、共通的消費資金、社会文化資金、社会保健金など）を優先的に保障する。残額が農場員に分配されるのだが、基本分配と優待分配の形態で実施される。

この場合、作業班が計画課題を超過して生産した量は優待分として分配され、これを除いた残りが基本分配分として分配されるのである。

分配は、現物および現金別で実施する。その際の計算は、農場内の品種別分配全量を当該年度に投下された総労力日数で割り、農場員一人当たりの労力日に相当する品種別現物および現金配当量を算出し、農場員がそれぞれ働いた労働量を掛ければ計算される。

ようするに、一つの農場でトウモロコシの分配総量が60トンで、農場員の総労力日数が10,000であるとすれば、

$$60 \text{ (トン)} \div 10,000 = 6 \text{ (キログラム)}$$

チョン・ギョンビン「協同農場の管理運営」『チュチェのくに』(2) 1989

つまり、1 労力日当たり 6 キログラムが配当される。

ある農場員が働いて得た労力日数が 250 日であるとするれば、6 キログラム×250 日=1500 キログラムがその農場員に配当される。現金配当の場合は、全農場の配当金から同様の方法で計算される。

現物と現金の分配・配当については、農場で生産した穀物は家族数により計算された 1 年間の食糧として粉で分配する（これを精米所、製粉所で加工する）が、それ以外は国が収買し農場の現金収入の一部になる。

このように、労力日にもとづく分配は、農場内では同一の基準で実施されるが、この場合誠実に努力した者と同じ労力日を得ながらもそうでない者とは、見た目には判別が難しい。それで「平均主義」が一部の農場で生じた⁽⁴⁾。

この弊害を解決するために、以下にのべる労力日の追加と削減が作業班単位で導入された。

2) 作業班優待制と分組管理制

作業班は、協同農場における基本生産単位とされている。普通は自然部落の単位で組織され、規模は農産作業班の場合で 100 町歩、平野部では 150 町歩になることもあるが、成員人数は 100～150 人。協同農場は平均 300 余の農家と 500 余町歩の耕地なので、一協同農場に 5、6 個の作業班があることになる。

(1) 作業班優待制について

① 補充的労力日の追加と削減

農業協同組合が組織された当初から、作業班単位で補充的な労力日の追加と削減を実施してきた。

補充的労力日の追加は、作業班が作業組織を正しく行い作業を誠実に遂行し、労働生産制を高め資材を節約し、年間生産課題を超過達成した場合に実行される。組合管理委員会は、怠慢した組合員を除いた当該の作業班成員にたいし、かれらが行った年間労力日総数の 5～10% を補助的に加算する。

労力日の削減は、作業班で作業組織を怠ったり誠実に働らかずに、年間生産課題を遂行することが出来なかった場合に実施する。ここでは、作業班の全成員にたいし、かれらが行った年間労力日総数の 5～10% を削減する。

なお、補助的な労力日の追加と削減、その比率については、生産の超過あるいは未達成の程度を考慮して総会で批准してから実施してきたが、1960 年にこれを制度的に確定したのが作業班優待制である。故金日成主席が 1960 年 2 月に江西郡青山里協同農場を現地指導した際の経験を一般化したものである。

② 作業班優待制

作業班優待制は、協同農場で個々の作業班に年間生産課題より 10% ちかく低く優待基準を設定し、それを超過した部分にたいしては、作業班の成員に分配する補充的労働支払形態であり、賞金制度である。^{*}

作業班優待制は、優待基準を超過達成したすべての量を、定められた手続により作業班内で分配する。つまり、基本分配では生産的支出の補償、共同蓄積、共同消費に必要なものを控除した後分配するが、作業

(4) リ・ジョウホ「農業協同組合の年末決算分配準備をどう指導するか」『経済知識』1962 年 9 号

* 優待基準を国家計画より 10% 程度低く設定したのは、

農場員が国家計画を遂行しただけでも優待分をもらえることを認識して、国家計画の遂行に努力するだろうとの期待観による。

班優待制では優待分の全量を分配する。しかも、優待分生産に投下された生産支出も考慮されることは、基本分配の基準をわずかではあるが低くすることになる。これは、当該作業班の農作業遂行に参加したトラクター運転手等にも適用される。

優待基準は、過去3年間の生産実績の平均から決定された国家生産課題より10%程度低く、コメ、じゃがいも、白菜、工芸農作物、にく類、卵、乳製品、絹糸など現物と現金などで指標別に設定される。(基準未来達成の場合には削減が行われた)

作業班優待制の導入が、どれぐらい農民の収入増加に寄与したか、その具体的数字を確認できないが、これが「労力日による個人消費財分配ポンド総額中での補充分配の幅を著しく拡大した」⁽⁵⁾

しかし、この制度は、土地と労働力が固着されなければ十分な効果を出せない。100人をこえる大集団で作業が行なわれる作業班では、作業によりその対象や担当耕地、担当作業員らがたびたび交代・変動した。とくに、表面的には作業も生活もうまく行われているように見えるが、実際には農民が集団経営を自らの経営のように扱わないことが生じた⁽⁶⁾。

このような経験から、作業班より規模が小さい単位である分組管理制度の導入がはかられた。

(2)分組管理体制について

分組は協同農場における生産および労働組織の最小単位であるが、分組管理体制が実施されてからは「共同労働と集団生活の細胞」であるこ

とが強調される。

一作業班には2~3個か4~5個の分組があり、作業班に属してその指導のもとで生産計画と作業課題をもらう。

基本的に専門化形態で組織されるが、農産分組、畜産分組、果樹分組、養蚕分組などから水利分組、水産分組、造林分組もある。農産分組は作物別に組織されたり、水田と畑を担当する分組、畜産分組では家畜の種類別に組織されたり、食肉用とそうでない家畜を飼育するもの、飼料生産分組など組織形態は多様である。

規模は同じ農家の労力者を網羅して普通は5~6世帯か7~8世帯で、10~15人程度で組織される。

①分組管理体制以前(1966年以前)

協同組合が組織された当初、分組は基本生産単位である作業班傘下の労働組織単位に過ぎなかった。労働力、土地、家畜、農器具などの生産手段は、作業班単位で管理・利用され、その生産課題と労働投下計画のもとで作業は行われた。作業班の生産課題を具体化した分組生産課題はあったが、分組では一つの生産周期内でも、土地とその他生産手段、労働力など生産の諸要素とそれを活用して達成すべき目標は課せられなかった。

分組は、あくまでも作業班の一構成部分として、作業班の唯一計画にもとづいて、作業班長の直接的指導のもとで作業をする位置にあった⁽⁷⁾。

②分組管理体制の実施(1966年から)

1966年から全国の協同農場で分組管理体制が実施され、協同農場の作業はこれを単位

(5)ホン・ダルソン『わが国農村経理部門における物質的関心の原則の創造的適用』1963

(6)キム・ Cholche 「分組請負制の導入と協同農場管

理運営の改善』『経済研究』1966年2号
(7) 同上

に行われるようになった。分組は内部管理運営形態となり、末端の労働組織と生産組織単位となった。こうして分組管理体制では協同農場での労働と生産組織の基本単位が、家庭生活の領域にまでふかまって農民の集団生活の単位と統一される。

分組管理体制は、分組に①一定面積の耕地と労働力、農器具、その他の生産道具を固着させ、管理・利用する、②国家生産計画にもとづいて単位当たりの収穫高計画と労力日投下計画を定め、③計画の遂行程度におうじて農民が得た労力日を再評価し、④それにもとづき分配を実施する方法で運営される。

分組管理体制の導入の意味は、農業生産の面から3点が挙げられる。

第一に、労働力や土地などの生産手段を分組が責任をもつことから、生産全般にたいする全員の自覚を高める。

第二に、生産計画を実状に即して彼らの意見を反映させるため、それが現実的で具体的なものになる。

第三に、収穫と計画遂行状況を考慮して労力日を再評価するため、社会主義分配原則をより徹底化させる。

事実1967年から成果が現れはじめ、この年の穀物生産高は前年比16%増を記録した。「農民が排水作業を力強く展開し、科学農法を幅広く受け入れ、党の呼びかけを徹底して貫徹したことと、分組管理体制を正しく運営するために努力を注いだ」結果実現した⁽⁸⁾。また、20か所の協同農場を調査したところ、1965年に比べて1967年に農場員の

平均稼働日数は297日から305日に増え、労力日数が年間300日を越える者が1.25倍に増えた。それに、分組管理体制を実施して以来すべての協同農場では、種まき、田植え、除草など主要農作業にそれ以前の2倍の労力を集中させるようになった⁽⁹⁾。

2. 分組管理体制における新しい措置

1996年から協同農場の分組管理体制に新しい措置が講じられた。しかし詳細な内容はまだ確認できていないので全面的な分析はつぎの機会に譲ることにして、限られた情報の範囲内でその意味と背景について検討する。

1) 新しい措置の内容

新しい措置（共和国の報道などの表現では、「改革」「改編」という表現を使わず措置としているので、ここでもこれに従った）の内容は、第一に、分組構成員の規模をこれまでの10～25人から7～8人に縮小した。第二に、生産計画を各分組毎に、過去3年間（93～95）の平均収穫高と93年以前の過去10年間の平均収穫高を足して2で割った量より若干低く（通常は10%）設定したこと。第三に、これを超過達成した分の処分権を分組に与えたことである。

この措置が実施された規模や66年の成果などその詳細な報道はないが、『労働新聞』（96年12月20日）によれば、穀倉地帯である平安南道順天市坪里協同農場では穀物生産計画を103%超過達成したこと、故金日成主席が指導したことで有名な平安南道江西郡（現南浦市）青山里、元和協同農場をはじめ東海岸（日本海）平野部

(8) 『金日成著作集』22巻 13ページ

(9) キム・グアンヒョプ「分組管理体制の優越制を一層発

揚させ農業生産で一大高揚を起こそう」『労働新聞』1966年2月15日

の金野郡鳳興協同農場、山間僻地の平安北道朔州郡金部協同農場、それに北辺の豆満江沿岸で実施された。これらの地域が農業に有利なところと反対に不利なところであり、自然条件が多様な地方であることを考慮すると、新しい措置はまだ本格的に実施されず、試験的段階にあるとおもわれる。

新措置の目的やその背景についても情報は限られているが、これについて朝鮮労働党の理論雑誌『勤労者』（96年7号）は、「農業にたいする指導を現実発展の要求にそくして行なううえで重要なことは、……分組管理体制を正しく実施し、社会主義分配の原則を徹底して貫徹することである。こんにち、わが党は（このための）画期的措置を講じた。党の意図にしたがひ、協同農場の分組の具体的実情を科学的に打算し、分組に現実的かつ動員的な計画課題を与え、国家的利益と農場員の利益を結合する方向で社会主義分配原則を実施すれば、農業労働者がより高い生産意欲と主人公としての自覚をもって農業を営むようになる。……農場員のなかから、働きたがらず個人利己主義に染まるという古い思想残さいをなくし、全員が集団主義精神をもって共同労働に誠実に参加するようになる。」と指摘している。この措置が党（金正日書記）の決断であること、それが現実情から提議された選択であること、社会主義分配法則を徹底させて農民の労働意欲を高めること、が明らかにされている。

2) 新しい措置の特徴、その意味

従来の制度に比べて、新しい措置にはいくつかの特徴がみられる。

第一に、分組成員数を大幅に減らしたこと。

分組成員の数を大幅に減らしたことにより、一人ひとりの責任のありかたが明確化され、労力日の評価もわかり易くなる。とくに分配（基本、補充）の有様がより直截的になり、それが物質的刺激を大きく作用する効果があるとおもわれる。物質的刺激の作用は、以下にみる第二、第三の特徴と共通している。

ところで、分組成員の数を大幅に減らしたことにより、家族経営が可能になるのかという問題が提議される。一所帯7～8人の家族はありえるとしても規約によれば農場員の資格は16歳以上なので、現実の問題として家族単位で分組を構成することはありえない。家族経営の認可は考えていないものと断定できるが、事実家族経営は行わないことを既に明らかにしている⁽¹⁰⁾。

しかし、近住の親戚とか隣組による分組の組織は可能であるから、今後運営の仕方によっては、従来とは異なる全く新しい経営主体が生じえることも考えられる。

第二に、生産課題をより低く設定して、その達成の可能性を大きくしたこと。ただし、これは各分組の生産目標ではなく、優待基準であるとおもわれる⁽¹¹⁾。

第三に、今回もっとも注目すべき点であるが、超過達成した全量にたいする処分権を分組に与えたことである。作業班優待制では、ある分組が超過達成したとしても、該当する作業班全体の目標が実現されなければならず、この場合の処分権も分組ではなく作業班にあった。小単位での機関本意主義が助長されるのを未然に防ぐためである。それに優待基準超過作物全部が賞金の源泉として現金に換算され、分配は現金で

(10)『親愛なる指導者金正日同志の発言抜粋集』118ページ 1987

(11)60年代初期には国家計画にもとづいた生産目標と優

待基準は区別されていたが、最近の文献では同一のものとして扱われている。

行われていた。これが今回の措置では、超過達成した全量を現物で分組成員に直接分配するようにし、かれらが農民市場で販売するなり自由に処理できるようにしたのである。

新措置では、労働におうじた社会主義分配原則が久しぶりに強調されていること、それに（農村経営で市場経済の原理を導入するとは指摘していないが）農民市場に依拠している点に注目すべきである。物質的刺激という語句は使っていないものの、それにより農民たちの労働意欲の向上を目ざしていることは明らかである。

近来思想政治教育が強化されてきた。労働にたいする政治道徳的関心性をたかめるための政治道徳的刺激は、社会主義社会の共産主義的性格と関連しているとすれば、物質的関心性をたかめるための物質的刺激は、遅れた過渡的性格と関連している⁽¹²⁾という認識からである。したがって物質的刺激を再評価した新措置は現実的な政策への変化であるといえる。

また、農民市場の活用についてみると、ここで取引される商品の源泉は自溜地の農産物、家族消費を目安に個人に分配された農産物、副産品である。そこでの商取引は個人的商業活動が基本である。したがって農民市場の助長が、市場経済を許容することにつながりかねないので、これを再び規制する可能性を排除することはできない。しかし新措置により、今後農民市場が活況を呈し、農民の収入の増加と生活改善につながることを認定することになれば、これが「農業の生産と農民の生活の向上を目指す」現実的政策の萌芽となる可能性も残される。

3) 新措置への期待

—中国、ベトナムの経験との比較—

(1)中国、ベトナムの食糧生産増大

生産請負制に移行した中国やベトナムは、農業生産を飛躍的に増大させた。

中国で生産責任制は、自然発生的に（すなわち農民の意志により）1979年にはじまったが、これが公式に貧困な生産隊に限り認められると（80年 75号文献）、全国に急速に広まった。すでに82年末には、生産隊の78.7%が導入したのである。こうして『社会主義建設の総路線』の最重要政策とされてきた人民公社は解体され、全国5万4千の人民公社の行政体系は郷人民政府に移管された（1985年に完了）。

生産責任制が導入されてから「農民たちは、革命精神に代わる物質的刺激により、生産意欲を高めて猛烈に働きだしたため、食糧生産も年々うなぎのぼりに上がって、……84年にはついに4億トンの大台を突破（4億720万トン）し、『まだ質の面でレベルは低い、食糧の自給自足体制を基本的に確立した』（国务院国家計画委員会・房維中副主任）という状態にまでなった。」⁽¹³⁾

ベトナムは、南北統一（1976年）後実施していた性急な社会主義建設路線を1979年から現実的な新経済政策へ転換した。他の社会主義国に依存していた経済からの脱却をめざし、食糧をはじめ生活必需品の生産力を拡大することに力をいれだしたのである。そして86年には刷新（ドイモイ）路線の採用を決定したが、これは88年以降に本格化した。

このことと関してとられた生産責任制を含む新しい措置は、農民の生産意欲をたかめて農業

(12)『金正日著作集』1巻 221ページ

(13)長瀬七郎「中国農業の現状と将来」『時事評論』

生産が増大した。穀物生産は、前年にくらべ、79年には6.7%、80年7.7%、81年7.3%、82年には12.5%にのびた（ただし、83年、84年には、4.1%、4.6%と伸び率が低下した）。とくに、コメの生産量はよりはっきり増加をみて7.2%、8.6%、7.2%、13.2%と飛躍した（83年、84年は4.0%、4.6%であった）。(国連『世界統計年間』1983/84)

中国とベトナムの事例は、農業生産の発展において農民が生産結果に自分の利益を感じると労働意欲を発揮すること、生産責任制などの諸対策が効果的であることを示したものだらう。

(2)中国、ベトナムの経験

中国とベトナムの経験から共和国の今回の措置にも期待がよせられるが、それにはつぎのような事情が考慮されなければならない。

第一に、中国とベトナムで最も顕著な成果をみたのが農家単位の生産責任制にあったとおもわれることである。

中国での生産責任制には、農家の生産業にリンクする請負経営制、作業班単位の生産請負制(包産到組)、生産を請負うもの、労働力による生産請負制(包産到労)などその形態は実に多様である。家庭経営請負制のうち農民に喜ばれた各戸経営請負制(包乾到戸)は、農家が責任母体となり生産隊に生産を請け負う方法でおこなわれる。耕地を生産隊から借り、収穫高の内国家に売る分と生産隊の共同貯蓄分などの集団留保分を差し引いた残り全量を自由に処分できるし、販売価格も自由に決めることができる(ただし、種子、肥料、農機具などは自己負担⁽¹⁴⁾)。これが実施された一農業生産隊では、その総収穫量が1万5千キログラムから10万キ

ログラムにはね上がったとの報告もある。

ベトナムは農家に生産目標を設定して、それを達成した場合その生産物を農家の個人所有として認め自由に販売する生産物請負制を認めた(81年)⁽¹⁵⁾。それがベトナム農業の発展に大きく寄与した。

第二に、両国は生産請負制を導入しただけでなく、それと関連した諸対策をたて、それが成果を発揮する状況づくりをしている。

中国はまず政府自ら人民公社、生産隊の労働力や財産を勝手に処分することを禁じた(79年)。つぎに経営単位を縮小し人民公社、生産大隊が下部に経営権を与えることを認め、国家収買量に関する下部組織の権限を広め契約制を普及させるなどの諸政策をとった。

ベトナムは農産物収買価格を平均5倍引き上げ(81年)、農業合作社が国家に納めなければならない比率をあげないで固定した(81-85年)。それに生産目標を遂行した合作社は、その超過全量を自由に処分できるようにした。

第三に、市場原理の導入である。

中国は請負制が普及するにつれ戸別請負制に制限がない(小数の雇用者を置いても良い)との通達(1983年 1号文献)、ひいては小作制の容認(1984年 1号文献)するまでにいった。

家族請負制からはじめたベトナムはその後改編を繰り返しながら、土地使用権の譲渡、相続、抵当などを認めた。こうして個人農が支配的になり、社会主義的形態は事実上喪失した⁽¹⁶⁾。

共和国は土地改革時から小作は勿論土地使用権の譲渡、相続、抵当を禁止してきたし、憲法で社会主義経済と規定(19、20条)して、所有

(14) 杉野明夫 監訳『中国農村改革の道』1994

竹内実「現代中国への視点」『NHK市民大学』1986

(15) 五島文雄「ベトナム共産主義体制の変革過程とその

展望」『ベトナムと北朝鮮』1995

(16) 白石昌也「ベトナム、刷新路線のゆくえ」『変貌するアジアの社会主義国家』1995

の多様化と資本主義市場経済の導入に公式に反対を表明しているのです。両国の経験をすんなりととりいれるとは当面考えられない。ただし、「羅津—先鋒地域」設定の例にみられるように、状況の変化に対応して新しい政策をうちだす可能性は残されている。

第四に、政策の一貫制と継続制。

共和国で60年代に分組制が実施された時、その年にすぐ成果がでたのではなかった。実施して3年目にして本格的な総括をしている。このことは成熟した現状を反映して実施される場合は別として、従来と性格がちがう制度を設ける場合、それが効果を発揮するまでには充分な時間的継続を要することを示している。

ベトナムでは請負制を実施して上昇し続けていた農業生産高が85年から停滞し、87年には食糧生産高が1837万トンから1750万トンに落ち込んだ。これには気候が不順であった事情もあるが農民の生産意欲の減退がおもな原因と指摘されている。それによれば、国内保守勢力の発言権が強まり農業合作社が農民にたいして実施した請負分を縮小し、処分可能基準が制限された結果、農民は請け負った生産量の15~20%しか手にすることができなかったということである。後にこの偏向が修正された結果、89年から農業生産高はふたたび上昇して、一部コメを輸出するまでになった⁴⁷⁾。

ベトナムの場合、一時的な混乱が生じたものの生産力はまもなく回復した。このように直ちに事態が収拾できたのは南半部で個人農が永く実施されてきたこと、措置が農民の利害と要求に合致していたことなどの事情により軌道修正が順調におこなわれたものと考えられる。

共和国でも新措置が成果を発揮するには、

党の決定を貫徹するための一貫した行政的対策と強力な指導力が不可欠であり、農村での社会的政治的雰囲気づくりが必要だともわれる。

3. 分組管理制における新措置導入の背景について

— 農業政策の推移にかんする考察 —

共和国が新措置を実施しはじめた背景は農業不振にあるとみられているが、農業不振を構造的要因にあるとするもの、(社会主義市場の崩壊により主にエネルギーが影響をうけたため)化学肥料と農機具や必要な営農資材が十分に供給されなかったことに自然災害が重なったことにある、とする意見がみられる。これが不振の対策までさかのぼると前者は体制問題に抵触しかねないが、後者は一時的なこととして対応するものである。これらは立場の違いを反映したものかもしれない。

筆者は、新措置には現実に即し農民の意向を反映した(97年新年共同社説)側面があることに注目し、その導入の背景を「農村問題」と「経済的刺激政策」にたいする解釈・見解の変化にもとめ、60年代初期(テーゼ発表当時)までの時期とそれ以降とに区分して比較してみた。

1) 農業問題、農民問題にかんする見解 〔協同化当時〕

農業の社会主義的改造が実現した(1958)した後、農村問題は全く新段階に入る。共和国の農村問題の綱領である『農村テーゼ』(64. 2.)は、社会主義制度が勝利をおさめたのちには農村問題はそれ以前とは根本的に異なったかたち

(17) 木村哲三郎「ベトナムにおける経済制作の諸問題」

『ベトナムと北朝鮮』1995

で提議されることを明らかにしている。農村問題とは農民問題と農業問題であり、「社会主義のもとでの農民問題と農業問題は、農村にうちたてられた社会主義制度をたえず強化し、それにもとづいて農業生産力を高度に発展させ、農民の生活を豊かにし、搾取社会が残した農村の後進性をなくし、都市と農村との差異をしいたけなくしていくことにある。」(金日成『社会主義における農業問題』67ページ) すなわち農民の社会経済的処遇に関する問題であり農村経理の生産力発展に関する問題であることが明らかにされている。

農村での国家と個人の利益の関係については、「国家は、農民がよい暮らしをできることを願っています。農民がゆたかになるには、とりもなおさず国家がゆたかになることです。農民がよい暮らしをし、わが国に食糧が豊富になれば、それが国家の大きな利益なのです。」(同、43ページ)

ここには農村の現状に立脚し農民の利益に直結した柔らかない視点を感じることができる。

〔「農村問題の終局的解決論」と関連して〕

共和国は72年に社会主義憲法を公布した。48年憲法は「反帝反封建民主主義革命」の成果を規定した、社会主義への過渡期へ移行する段階の憲法であったが、72年憲法は「社会主義の完全な勝利」をめざす憲法である⁽¹⁸⁾。「社会主義の完全な勝利」の実現を法的に日程にのせたのである。

完全に勝利した社会主義社会は階級のない社会、無階級社会の実現をさすが、ここで農村問題が重要な課題となる。すなわち農村問題を終局的に解決するために、協同的所有を全人民的

所有の水準にまで引き上げ、都市と農村の差異、労働者階級と農民との階級的差異を清算しなければならないとした⁽¹⁹⁾。この理論にもとづいて、農業は工業化、現代化を、農民には革命化、労働者階級化が、そして単一な全民所有制の確立、これが農村問題の終局的解決のための中心問題であるとされている。

このように「テーゼ」が掲げた理念は、朝鮮革命の全般的な要求から高い目標にむけて展開され、それが当面した遂行課題とされた。こうして最近、共和国は協同農場の国有化をすすめてきた。1994年12月万景台区域内の8つの協同農場を統合して万景台区域国営農場を、翌95年1月には肅川郡内20余の協同農場を統合して肅川郡農業連合企業所を創設した。形態はさまざまだが、全て郡単位の統合である。これ以前にも国営農場は遠くには土地改革時、60年には農業協同組合の里単位の統合時に組織され、80年代にその数は990(放牧農場、果樹農場、総合農場など、協同農場は2,891)に達した。これらも大規模社会主義集団経営の優越制の実現をめざした点では最近の国有化政策と共通する面があるが、とくに最近のそれは社会主義農村問題の終局的な解決を目指す理論的要求に直接に裏付けされていることに顕著な特色がある。

朝鮮労働党は第6回大会(1980. 10)で、「全社会のチュチェ思想化」を朝鮮革命の総体的任務として明らかにした。

「全社会のチュチェ思想化とは、革命と建設においてチュチェ思想を確固とした指導指針とし、チュチェ思想を具現して共産主義を建設することを意味します。」(『白峰文庫』16巻、43ページ)

(18) 大内憲昭「朝鮮社会主義法の形成と体系」『ベトナムと北朝鮮』1995

(19) 『経済辞典』(1)社会科学出版社 1985

これは朝鮮式共産主義の建設に着手する宣言である。社会主義の完全な勝利との関係については、これを達成することは全社会をチュチュ思想化するために提議される当面の闘争課題とされた。

全社会のチュチュ思想化を実現するためには、先ず全社会の革命化、労働者階級化、インテリ化を、次に人民経済の主体化、科学化を推し進めることである。全人民経済の主体化、現代化、科学化を推し進める方針では、農業に関する直接的な指摘はない。

全社会の革命化、労働者階級化、インテリ化の方針と農民との関連では、農民は、無階級社会の建設過程で労働者階級が自己の姿に改造すべき最後の階級であると規定された。農民を革命化、労働者階級化すれば、革命勢力をさらに強め、農業生産を急速に発展させ、労働者階級と農民の階級的差をなくして農民問題を完全に解決することができると見た。

農業の発展や農民の社会経済的生活の改善の鍵が彼らの革命化、労働者階級化にあるとされ、彼らにたいして正しく指導する必要性が労働者階級に要求された。

2) 政治道徳的（精神的）刺激と物質的刺激的結合に関する解釈

精神的刺激を共和国は「政治道徳的刺激」としている。この表現の方が実態を正確に反映しているとおもわれる。

経済的刺激において精神的（政治道徳的）刺激と物質的刺激を合理的に結合させること、この実現においての原則的要求は政治道徳的刺激を第一次的にしながらこれに物質的刺激を正しく結合させること、これが社会主義経済にたいする指導と管理において共和国が一貫して堅持している基本原則である。

政治道徳的刺激は政治思想教育と労働の結果にたいする政治的評価を通じて実現されるが、物質的評価は労働の結果にたいする物質的評価、すなわち労働の量と質による社会主義的分配原則の実施、物質的刺激テコの利用を通じて実現される。生活条件、物質生活の改善もこれに大きく作用する。

ところで、基本原則を堅持しつつも両者の比重は、その枠内で相対的にどのように結合されるべきか？

共和国は、社会主義改革が進展し人民の意識水準がたかまっていくにつれ政治道徳的刺激の役割が大きくなる、との方針をうちだしている。〔社会主義経済以前（開放後—50年代末）〕

経済的刺激に関する問題は、過渡期の社会主義的経営下での労働の量と質（とくに労働意欲）問題から出発しているので、社会主義以前の小商品経済では提議されなかった。他人の家族の働きぶりまで立ち入る必要はなかったからである。

ただ、農業にたいする国家的支援と農村での政治的指導と宣伝はおこなわれていた。国家的支援は、財政的、政策的、労力的な形態で行われたが、それは農業生産と農民の収入を増やすためであった。政治的指導の目的は、土地改革時には反対勢力の鎮圧と民主勢力の組織化にあったが、その後は思想教育的なものに代わっていった。協同化運動時、党の協同化政策の正当性、個人経営にたいする集団・大規模経営と共同労働の有利性の宣伝などにみられるように、それは農業・農民側の利害と直接関連した内容だったといえる。

〔協同化当時（50年代末—60年代初）〕

社会主義農業経営の成立は、精神的な関心と物質的な関心をとともにたかめることが必要になったが、とくに経済的刺激の運用が重要だった。

社会主義的経営の優越制を実生活で証明することが切実だったからである。

物質的な関心について当時の文献は、「金日成同志は、勤労者について共産主義教育をあらゆる手段で強化しながら、勤労大衆の労働にたいする政治的誠意と創造的才能を高めるとともに、これに物質的関心の原則を結合させる必要性についてつぎのように述べている。『社会主義を建設するとしながら物質的関心の原則をおろそかにするのはマルクス・レーニン主義の初歩的原則に違反することになります。』（『金日成著作集』14巻 158ページ）⁽²⁰⁾と指摘している。

精神的な関心については、「共産主義教育でもっとも重要な問題のひとつは、労働を愛する精神で人びとを教育すること」（金日成『社会主義における農業問題』56ページ）である。ここではそれが労働、生産と直接結びつくことが大切なことであると強調されている。

こうして、農民にたいする物質的関心をたかめる対策として、協同農場では作業班優待制（1960）、国家農牧場では作業班独立採算制（賃金制の廃止）と賞金制（1960）、農機械作業所（59年に農機械賃耕所から改編）でトラクター作業班成員にたいする労働補充体系（1961）が実施された。

このような雰囲気は60年代後半から変化がみられる。

〔分組管理体制にたいする評価において〕

すでにみたとおり66年から協同農場で分組管理体制が実施された。農作業に主力が注がれ、2年後穀物生産で増収を実現した。この成果について、分組制をとり入れたので農場員の作業分

担が明確になり、ぶらぶらする者がなくなり作業で責任性がたかまった、それが物質的刺激を強化するための手段となったとみなす意見があった。この意見にたいして、分組管理体制の重要な優越性はそれが物質的刺激だけにあるのではなく、農場員を共産主義思想で教育しかれらに集団主義精神を育む大事な形態にあると指摘された。確かに比較的小規模である分組では、農場員がそれぞれ性格もよく知るようになって理解も深まり、したがって相互助助の集団主義がよく発揮されるようになった。それに構成員が分組の生産課題にお互いに責任をとる自覚もたかまったのである。

このように、分組管理体制が単純に物質的刺激を強化する手段ではなく、農村で農民の共産主義思想を育む最も合理的な集団生活の細胞であると言われた。分組管理体制の政治思想的側面が強調されたのである。そして共産主義教育で重要なことは、個人利己主義を清算し集団生活と組織生活を強化することであると指摘された⁽²¹⁾。

個人主義と利己主義に対する鋭敏な反応は、これを規制して、農民を共同労働へ誠実に参加させるためにたてられた諸対策にもみられる。

①個人栽培耕地（自溜地）を少なく制限した。

農民が共同労働に誠実に参加せず多くの関心を個人副業にもつことを防止するために、家族数に応じて30～50坪の範囲で許容した。

②年間をつうじて協同農場員が必ず遂行しなければならない義務稼働日と義務労働日を設定した。

協同農場基準規約では年間義務労働日数は男性が290日（協同化初期には230日）、

(20) ホン・ダルソン『わが国農村経理部門における物質的関心の創造的適用』1963

(21) 『金日成著作集』22巻 22ページ

女性は260日（同180日）で幼児を抱える母性農場員の場合が190日と定めている（身障者、年労者などについてはこれとは別途に決める）。

③農産物にたいする価格政策と収買政策を実施した。

例えば、労働者、事務員にたいして1キログラム当たり8銭で供給しているコメを、協同農場からは60銭で買い上げる。もし生産した穀物を低価格で買い上げるなら、農民が協同経営から得る収入はいくらもならず、協同経営から得る収入が少ないと彼らは個人副業経営でより多くの収入を得ようとするだろう。この政策により農民が副業経営を行うより、協同農場で働く方が経済的に有利になっている⁽²²⁾。

④すでにみたように、作業班優待制の実施とこれと結合して分組管理制をおこなった。分組本位的な傾向を防止するために優待制を作業班単位で実行したのである。

〔最近の文献に見られる表現〕

最近の経済管理理論による経済的刺激理論は要旨つぎのようである。

- ・政治道徳的刺激を第一次的にしながらこれに物質的刺激を正しく結合させることとは、政治活動・政治的評価に決定的意義を与え、そこに基本を置きながら物質的評価を補助的手段として配合させていくことである。
- ・この両者を正しく結合させる原則は、勤労者の革命的熱意を刺激して社会主義制度の優越性を発揚させ、社会主義経済建設をたえまなく、高いテンポで発展させるであろう。
- ・ここで言う勤労人民大衆の革命的熱意とは、

党と領袖、祖国と人民、社会と集団のために身を投げ出して尽力する政治的自覚と情熱を意味するが、これは社会主義、共産主義経済建設の推進力であり、決定的要因である。

- ・政治道徳的刺激はこの革命的熱意をたかめる基本形態である⁽²³⁾。

このように、「政治道徳的刺激はこれに物質的刺激を結合させることでより大きな威力を発揮する」との見解から、どちらかといえば政治道徳的刺激そのものの成果が強調されている。

3) 理念的要求と現実

以上みてきた社会主義建設理論とその政策の変化のもつ意義は、社会主義建設で収めた成果と事実によって裏付けされなければならない。ここに存在するのは理念的要求と現実に関する問題である。

理論と現実との間にあるギャップを埋めるのが革命（運動）であった。現実からの先行（遊離ではなく）にこそ理論が理論として存在するので、現実と一体化した瞬間理論は自己の使命を全うしたことになるが、この一体化の実現は実際には困難なことである。

分組管理制が実施されてすでに30余年になるが、その間大きな成果を収めその威力を充分に発揮してきた反面、100%の出退勤規律の強化と無断欠勤者をなくすることが今なお現実の問題になっているのである⁽²⁴⁾。

共和国で朝鮮革命理論は、40年代の反帝反封建民主主義論、50～60年代の社会主義論、70年代の社会主義完全勝利論、80年代の全社会のチュチュ思想化論へと新しい理念が次々とうちだされてきた。その根底にあるのは継続革命思想で

(22) オ・デオ『農村経営にたいする指導管理と支援経験』1985

(23) バク・ヨンゲン他『チュチュの経済管理理論』1992

(24) 『経済研究』1996年1号

ある。この過程で共和国が今日解決をせまられている課題が提議されたとみることができる。このように急速に展開・深化されてきたので、その理念・高い要求に現実がついていけなくなっただのかもしれない。理念自体が目的化し、大義名分に服務する雰囲気社会を支配するようになったといえる。

だからといって現実追隨して理念を放棄することはできない。理念が一学者個人の論文でなく、理念の直接的担当者が実権党である。「社会主義は勝利、放棄は敗北」(97年新年共同社

説)の主張にみられるように理念を降ろすことは、実権党の権威にかんする問題であり、党と革命の存亡にかかわるものと認識されているのである。

こうした意味から分組管理体制の新措置は、理念と現実の間に横たわるギャップを埋める橋渡しとなるかもしれないし、この措置立案は新しい発想転換のシグナルかもしれない。事態の今後の推移に大きな関心をよせるゆえである。

(キム・スデ、朝鮮大学校 朝鮮経済地理)

11
12